

議案参考資料

[令和5年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

地域医療感染症対策室 地域医療係

議案名

議案第17号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

趣旨・目的

群馬県市町村総合事務組合(以下「総合事務組合」という。)の組織団体である桐生地域医療組合の名称が桐生地域医療企業団に変更されること及び吾妻環境施設組合が新たに総合事務組合に加入し、事務の共同処理を開始することに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

概要

- (1) 令和5年4月1日から総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合(桐生市及びみどり市で組織)の名称が変更されるため、規約中の表記を桐生地域医療企業団に改めるものです。
- (2) 令和5年4月1日から吾妻環境施設組合(中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町で組織)が新たに総合事務組合の組織団体となり、「地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律(労働基準法を除く。)による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務」の共同処理を行うため、規約にその旨を加えるものです。

(組合規約の施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

群馬県市町村総合事務組合は、平成2年10月に設置され、県内60団体(12市、23町村、22一部事務組合、2企業団、1広域連合)が加入している一部事務組合です。地方自治法の規定で、一部事務組合の規約の変更は組織団体間で協議により定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、組織団体の議会の議決を経なければならないこととされています。

なお、桐生地域医療組合が、地方公営企業法の全部適用への移行に伴い、名称を桐生地域医療企業団に変更となる等の「桐生地域医療組合規約」の変更につきましては、令和4年第4回定例会(12月議会)にて議決されております。